

… 契約するときの心構え …

■見掛けや制服に
惑わされない



■断るときははっきり



■その場で契約しない



手口が巧妙だから、
日頃からの心構えが
大切なんだ

悪質商法の主な手口

数字は平成21年度の札幌市消費者センターへの相談数

無料商法
相談数432件

「無料体験」「無料期間中」などの言葉で勧誘し、高額な商品の契約をさせる。

**サイド
ビジネス商法**
相談数262件

業者が「仕事を紹介する」と勧誘し、その条件として高額な商品を契約させる。

マルチ商法
相談数222件

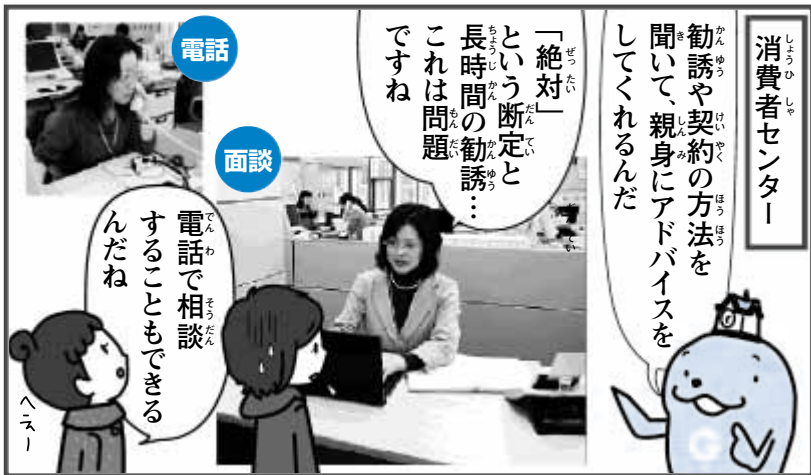
「商品購入者を増やせば必ず高収入が得られる」と勧誘し、販売を促す。健康食品などに多い。

悪質商法というのは、
買い手を巧みに勧誘して、
高額な商品を
売りつけることだよ



電話

面談



消費者センター



法律の隙間をかくぐる悪質商法が多発しています

**「この契約、おかしいかも…」
そう思ったら消費者センターに相談を！」**

所在地 北区北8西3エルプラザ内

電話 **728-2121** (相談専用)

■クーリング・オフの対象であれば無条件で契約を解除できます

商品の購入契約をしても、はがきに商品名や契約をやめることなどの必要事項を書いて、期間内に事業者へ郵送すれば、原則として全ての契約を解除できます。ただし、店頭やインターネットでの販売品、一部使用した消耗品などは対象外です。はがきの書き方など、詳しくはお問い合わせください。

取引形態	期間
訪問販売(キャッチセールスなどを含む)、電話勧誘販売、エステなどの役員提供販売など	8日以内
サイドビジネス商法、マルチ商法など	20日以内

※期間とは契約書を受け取った日を含めた日数

■相談先・相談時間など

曜日	方法	時間	相談先
月曜～金曜 (祝・休日、年末年始を除く)	面談 電話	午前9時～午後4時30分 午前9時～午後7時	消費者センター(上記)
土曜	電話	午後1時～4時	北海道※612-7518
土・日曜	電話	午前10時～正午、午後1時～4時	東京※03-3448-1409
日曜	電話		大阪※06-6203-7650

※全国消費生活相談員協会が助言します

消費者センターのホームページでは、悪質商法に関する情報を豊富に掲載しています www.shohi.sl-plaza.jp